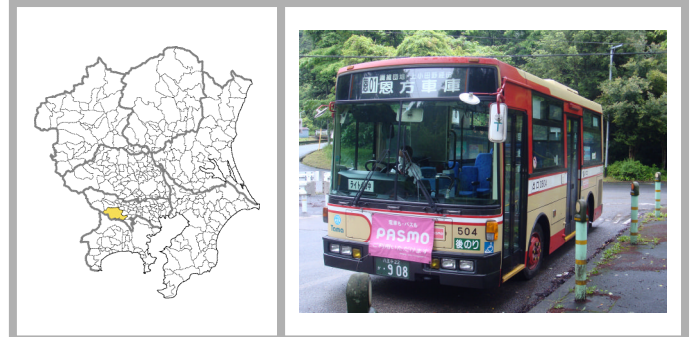


八王子市(東京都):山間地域でのバス路線

住民負担による山間地域でのバス路線運行

人口	560,012 人	モード	コミュニティ バス
面積	186.31 km ²	法令	道路運送法 第4条
人口 密度	3,005.81 人/km ²	運営 主体	小津町地域 バス等運営 協議会



■ 取組の背景

地域と交通の状況

【交通不便地域の存在】

- 八王子市は東京都西部に位置しており、都内では比較的バス・タクシー交通への依存度が高い地域となっている。また、山間地域では高齢化が進む上に坂が多く、小回りのきく交通機関の必要性が高まっている。
- 事業者のバス路線は、乗客数の減少による採算の悪化などの問題から路線の拡大が難しく、一部地域住民の運行要望に対応できない状況にあった。また、平成14年2月の需給調整規制の緩和により、バス路線の新設、廃止の動きが多くなることが予想されるなど、市民の日常交通の確保が重要な課題となっていた。

活用メニュー(制度・協議会等)

【自治体独自協議会】

- 八王子市では、学識経験者、関係行政機関の職員、経済団体の関係者、市民、市職員などからなる「八王子市地域循環バス等検討委員会」において、バス路線再編等の対策のあり方や、対策の一つである地域循環バスの導入について、方向性の検討や整理が行われた。西部の山間地である恩方地域(小津町、上恩方町等)においては、既存バス路線に対応する地域とされた。
- 平成19年3月には、「八王子市地域循環バス等検討委員会」を発展させた「八王子市地域公共交通会議」が設立された。モデル事業として「山間地域交通改善モデル事業」が検討され、「山間地域交通改善作業部会」が設置された。
- 山間地域交通改善モデル事業の対象地域としては、小津町地域と上恩方地域の2地域が選定された。
- 小津町では、既存の路線バス事業者から路線撤退の申し出があったが、町会のメンバーを中心とした「小津町地域バス等運営協議会」における検討の結果、地域住民の負担により路線バスを存続させる方向で調整を行い、運行本数は減ったものの暫定的に路線バス事業者が引続き運行することとなった。

■ 実現したサービス

サービス内容

【定時運行型交通】【ゾーンバスシステム】

- 小津町地域では、平成19年10月より、小津町地域バス等運営協議会が多摩バスと運行委託契約を行い、1日3往復の路線バスが運行されている。
- 上恩方地域の中で、路線バスが運行されていない公共交通空白地域において、幹線への乗継方式による実証実験を平成20年度中に予定している。
- 小津町地域の路線バスは、近隣の路線バス事業者車庫を起終点とした往復運行となっており、その先の八王子駅方面へは乗継券により乗継可能な一種のゾーンバスシステムが採用されている。

■ 効果と負担

効果

【利用者数の増加】

- モデル事業による運行が開始される直前(平成19年8月)では、小津町地域の既存バス路線は上り9便・下り7便で、1日当たりの利用者数は約40人(1便あたり約1.3人)であった。モデル事業による運行開始後(平成19年10月)においては、運行本数は1日3往復と減少したにもかかわらず、1日当たりの利用者数は約20人(1便あたり約3.3人)まででとどまった。1便あたりの利用者数で換算すると、倍増した結果となっている。

負担

【市町村負担】【地域負担】【住民負担】

- 小津町地域においては、運行経費のうち、運賃収入を除いた分を地域と市が4:6ほどの比率で負担している(市の負担分の方が多いのは、スクールバスのような利用も多いという理由で教育委員会からの補助があるため)。
- 小津町地域の住民負担は、世帯あたりで、半年間5千円(年間1万円)となっている。平成19年度末現在、地域の86世帯全てが負担している。
- 運行委託費には、八王子市から「八王子市山間地域交通事業運営費補助金交付要綱」に基づく補助金も含まれている。

■ プロセスと調整

住民アンケート等による運行形態の選択

【調整:住民】

- 小津町地域での運行に際しては、運行形態を地域住民自らが選択する形となった。当初は乗合タクシー車両による運行等も検討されていたが、路線バスがあることは地域のステータスにもなるという意見や、路線バスは一度廃止になると復活は無いという意見もあり、地域住民負担により路線バスを存続させる方向での運行となった。これらの意見は、平成18年度中に実施された住民アンケートにより収集された。
- また、住民アンケートに合わせて、ワゴンタクシーや貸切事業者による運行時の見積もりも取ったが、路線バスの運行経費と比較し、タクシーが何往復するかということはコストへそれほど影響が無く、貸切状態になってしまうため、経費が高くなってしまったということであった。その反面、バスの場合は空き時間も他路線等へ活用できることに加え、小津町地域から比較的近い場所に路線バス事業者の車庫があることも経費削減のポイントとなった。

住民からの要望の反映

【プロセス:フォローアップ】

- 地域住民からの要望を反映する形で、平成20年4月からは、昼間時間帯の回送車両を実車扱いとし、下りが1便増便となる予定である。

■ 創意工夫・知見・教訓

町会長による説明の努力

【知見:推進役の存在】

- 運行委託費の約半額は、全ての地域住民自らが負担する形となっているが、実際に路線バスを利用する地域住民は1~2割程度とも考えられている。負担金の抛出も任意なものであるため、路線バスを利用しない住民に対して、町会長が説明し、集金に回った。

運営・運行形態の再検討

【知見:利用者利便の追求】

- 市では、小津町地域の路線は既存のバス路線と同じ区間としたが、小津町地域の住民からは、さらに北へ路線を延伸して欲しいという要望が寄せられている。NPO法人による運行とすれば北への延伸が可能との見通しもあり、運営・運行形態の見直しも含めた再検討が求められる状況となっている。

■ 連絡先、参考 URL 等

連絡先：八王子市まちづくり計画部交通政策室 電話 042-620-7259

■ 資料編

山間地域(上恩方町・小津町)交通改善作業部会設置要綱

(設置)

第1条 八王子市地域公共交通会議（以下：交通会議）において協議する事項のうち、上恩方町及び小津町における地域の実情に即した輸送サービスの実現について、事業の企画立案及び専門的な事項の検討作業を行うために「山間地域(上恩方町・小津町)交通改善作業部会」（以下：部会）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長)

第3条 部会に、会長を置く。

2. 会長は、恩方地区連合町会から選任する。

(会議)

第4条 部会の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、交通政策室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

別表

1.部会員	学識経験者 八王子市職員 恩方連合町会
2.その他	会長が必要と認めた者

図. 山間地域（上恩方町・小津町）交通改善作業部会設置要綱

出典：八王子市資料

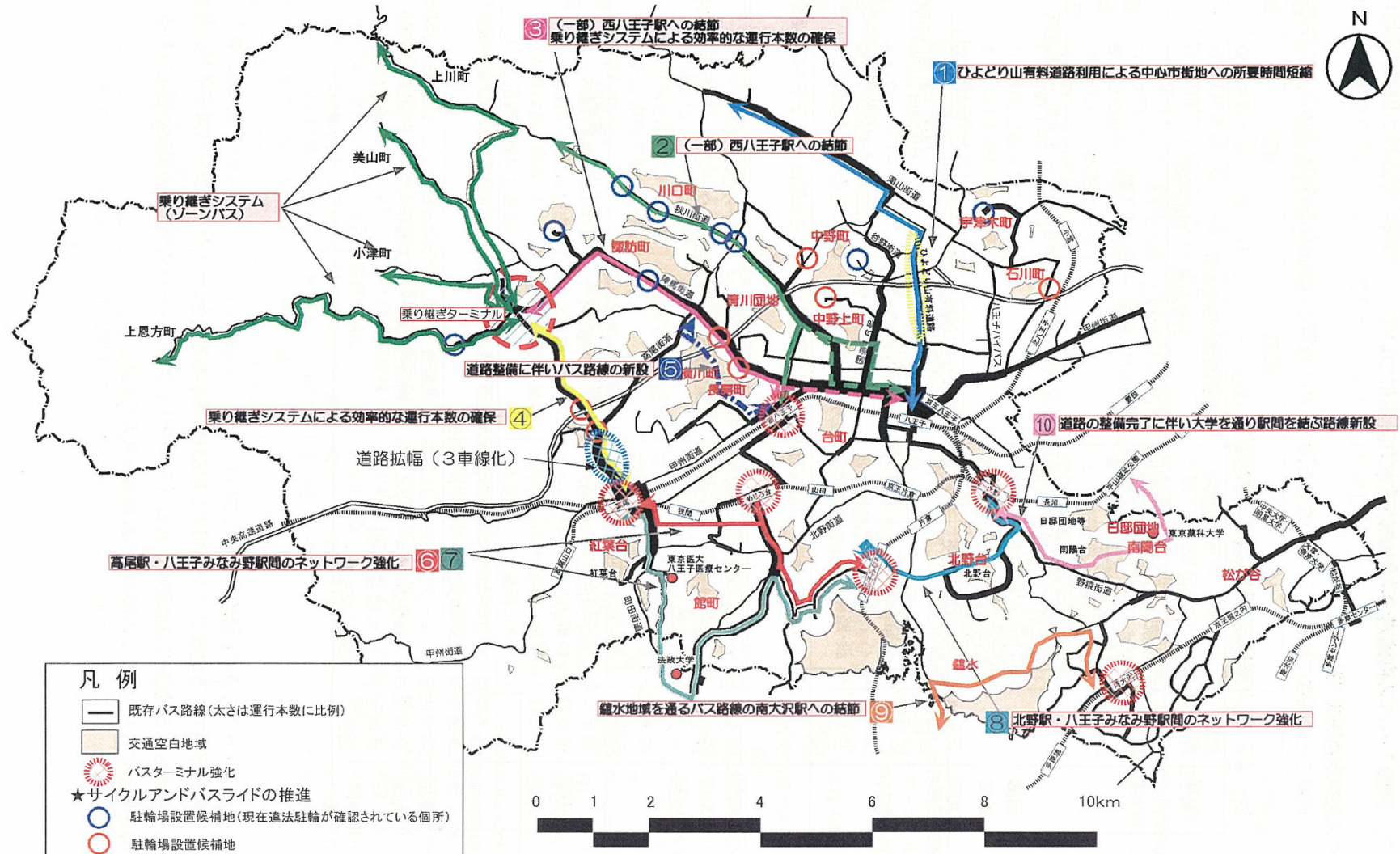


図. バス路線の再編方針 (案)

出典：八王子市地域循環バス等調査報告書